

公告 第 741 号
令和 5 年 3 月 27 日

オムロン健康保険組合
理事長 富田 雅彦



組合同規約一部変更の公告

下記のとおり組合同規約の一部変更がありましたので公告します。

記

オムロン健康保険組合同規約の一部を別紙のとおり変更する

- (1) 第 44 条第 2 項 (標準報酬)
- (2) 第 45 条 (保険料及び調整保険料の負担割合)
- (3) 第 55 条第 2 項 (一部負担還元金)
- (4) 第 57 条第 2 項 (訪問看護療養費付加金)
- (5) 第 58 条第 2 項 (家族訪問看護療養費付加金)
- (6) 第 59 条第 1 項 (傷病手当金付加金)
- (7) 第 63 条第 1 項 (出産手当金付加金)
- (8) 第 66 条第 2 項 (家族療養費付加金)
- (9) 第 67 条第 2 項 (合算高額療養費付加金)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 66 条、第 67 条

第 2 条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養付加金及び合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

第 59 条

第 3 条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

第 63 条

第 4 条 施行日前の労務に服さなかった期間にかかる出産手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

公告期間 令和 5 年 3 月 27 日 ～ 令和 5 年 4 月 10 日

新旧条文対照表

(新)

第44条 (標準報酬)
(第1項省略)
2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額(ただし、その額が710,000円を超えるときは、710,000円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額)とする。
(第3項省略)

第45条 (保険料及び調整保険料の負担割合)
一般保険料額及び調整保険料額の96分の57.15は事業主、96分の38.85は被保険者において負担する。

第55条 (一部負担還元金)
(第1項省略)
2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、25,000円を控除して得た額とする。

(第3,4,5項省略)

第57条 (訪問看護療養費付加金)
(第1項省略)
2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。

(第3,4項省略)

第58条 (家族訪問看護療養費付加金)
(第1項省略)
2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。

(第3,4項省略)

第59条 (傷病手当金付加金)
被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の8.5に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の8.5に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

(第2,3,4項省略)

(旧)

第44条 (標準報酬)
(第1項省略)
2 法第47条第1項第2号の規定に基づき法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額の属する標準報酬月額に相当する額とする。
(第3項省略)

第45条 (保険料及び調整保険料の負担割合)
一般保険料額及び調整保険料額の90分の54.15は事業主、90分の35.85は被保険者において負担する。

第55条 (一部負担還元金)
(第1項省略)
2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。

(第3,4,5項省略)

第57条 (訪問看護療養費付加金)
(第1項省略)
2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額。

(第3,4項省略)

第58条 (家族訪問看護療養費付加金)
(第1項省略)
2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額の7割とする。

(第3,4項省略)

第59条 (傷病手当金付加金)
被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の25に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の25に相当する額を支給する。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

(第2,3,4項省略)

第63条 (出産手当金付加金)
被保険者が、法第102条の規定により支給を受けるときは、その出産手当金の支給を受ける期間、出産手当金付加金として、1日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から、当該出産手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該出産手当金額を控除した額を支給する。

(1) 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

(第2,3,4項省略)

第66条 (家族療養費付加金)
(第1項省略)
2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から25,000円を控除した額とする。

(第3,4項省略)

第67条 (合算高額療養費付加金)
(第1項省略)
2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又はその被扶養者1人につきそれぞれ25,000円を控除して得た額とする。

(第3,4項省略)

附 則
(施行期日)
第1条 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)
第2条 第55条、第57条、第58条、第66条、第67条
施行日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養付加金及び合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

第3条 第59条
施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

第4条 第63条
施行日前の労務に服さなかった期間にかかる出産手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

第63条 (出産手当金付加金)
被保険者が、法第102条の規定により支給を受けるときは、その出産手当金の支給を受ける期間、出産手当金付加金として、1日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の10に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の10に相当する額を支給する。

(1) 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

(第2,3,4項省略)

第66条 (家族療養費付加金)
(第1項省略)
2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から20,000円を控除した額の7割とする。

(第3,4項省略)

第67条 (合算高額療養費付加金)
(第1項省略)
2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者にあっては20,000円を控除して得た額、被扶養者にあっては1人につき20,000円を控除して得た額の7割とする。

(第3,4項省略)